

## ④ 枚方市学習環境整備PFI事業

### ■ 事業概要

発注者	大阪府枚方市			
事業目的・内容	<p>本事業は、学校園における暑気対策をはじめ年間を通じた子どもたちの学習の場である普通教室等への空調設備の整備と、併せて校内緑化などの環境負荷軽減策を取り入れた学習環境整備事業を民間事業者の有する技術力、創意工夫等を生かして実施するものである。</p> <p>また、対象校の普通教室等に空気調和設備を可能な限り早期にかつ全校一斉に導入し、安全で快適な学習環境を実現するだけでなく、子どもたちの環境への理解を深めるとともに、環境保全に対する意識の向上の実現も目的としている。</p>			
事業期間	約13年(施設整備期間を含む。)			
事業形態	BTO方式、サービス購入型			
事業費用	5,095,000,000円(落札金額)			
タイプ	タイプ3			
スケジュール	実施方針公表	2007年7月6日	落札者決定	2008年3月14日
	特定事業選定	2007年8月1日	契約締結	—
	入札公告	2007年8月2日 (2007年12月5日再)	供用開始	—

## ④ 枚方市学習環境整備PFI事業

### ■ 特徴(学習環境整備施設の特徴及び環境配慮について)

枚方市は「環境保全都市」をまちづくりの基本方針のひとつとして掲げており、豊かな自然環境を保全し、持続的に発展可能な社会の構築を目指すことが今回の事業の背景にある。空調設備導入に併せ、緑のじゅうたん(植物の蒸散作用による気温上昇抑制・校庭での負傷の軽減・砂塵の飛散防止を行う校庭の芝生化)、緑のカーテン(校舎の壁面につる性植物を這わせ植物の蒸散作用による気温上昇抑制を行うためのネットなどの補助器具の設置)、植樹を行い環境負荷軽減に取り組むとともに、環境教育・学習指針である枚方市学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)と融合させた環境学習企画支援等運營業務を実施することによって環境学習の充実を図り、PFI事業を環境保全に対する意識の向上のために活用することを目指している。また、市の基本方針に則り、雨水利用も推進しており、芝生用の水として有効利用を図っている。

### ■ 地球温暖化防止のポイント

要求水準書中、環境教育の支援と環境への配慮が基本方針として明記されている。もともと、空気調和設備というエネルギー消費型の施設の整備運営を行うことに対して、緑のじゅうたん、緑のカーテン、植樹などのCO2排出削減にも貢献し得る業務を民間事業者の業務として位置付けていることから、環境への配慮の姿勢が読み取れる。これらの業務は、コストだけの面から見れば、明らかにコストアップ要因であるが、環境保全都市を目指す同市のポリシーとして環境配慮業務を義務的に組み込んだものである。事業そのものは空調設備の導入というCO2排出量を増加させる懸念のある事業であるが、市の方針に則り、環境配慮を徹底するとともに、エネルギーマネジメントという言葉こそ用いられていないものの、現実にはそれに近い業務を民間事業者の業務範囲として設定している。

## ④ 枚方市学習環境整備PFI事業

### ■ 課題

#### ■ 民間事業者への委託業務の組合せについて

空調設備というエネルギー消費型の設備導入に対して、緑のじゅうたんや緑のカーテンの整備を進めたのが本事業の特徴である。当初、民間事業者からは、緑のじゅうたんや緑のカーテンの整備に係る業務と空調設備の整備運営業務では、業務内容に乖離が大き過ぎることから、一体化したPFI事業になじまない等の指摘があったとされる。最終的には、発注者の意図を明確にすることで、民間事業者側のコンソーシアムの中に必要な業務の専門事業者を取り込むことで対応が可能となっているが、応募事業者数が2グループであったことから、民間事業者としてやや参画のためのハードルの高い事業となった可能性がある。その意味で、民間事業者の業務範囲にどのような業務を含めるかについては、事前に十分な検討が必要であると考えられる。

#### ■ エネルギーマネジメント業務について

本事業においては、要求水準書等において明記はされていないものの、実際にはエネルギーマネジメント業務が民間事業者の業務範囲として提示されている。現状、事業そのものは、施設等の整備段階にあるが、今後、事業が運営段階に移行した場合、民間事業者から提案のあったエネルギーマネジメント業務をどのように公共側が具現化していくかが重要なポイントとなってくる。今後、類似の事業においては、こうした民間事業者からの提案の取扱い、さらには、民間事業者の提案を具現化して実際に省エネが実現できた場合に民間事業者にインセンティブはあるか等の条件についても検討を行うことが継続的な省エネを実現していくためには、望ましいものと考えられる。

#### ■ 債務負担行為について

入札時から数ヶ月経た後に契約を締結する際、昨今のように金利の変動があった場合、債務負担行為の予定価格をぎりぎり設定すると金利変動の結果設定額を超えることが懸念される。PFI事業につきものの課題として対処方法を検討しておくことが望まれる。